申請書類作成の留意事項(共通事項編)

令和5年3月版

横浜市 介護事業指導課



はじめに

- ここでは、申請書の作成にあたって各サービスに共通した留意事項について説明しています。 この資料中、
- ・「**厚令 38**」とは「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 3 日 厚生省令第 38 号)」
- ・「老企 22」とは「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 11 年 7月 29 日老企第 22 号)」
- ・「**厚令 37**」とは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 37 号)」
- ・「**厚労令 35**」とは「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号)」
- ・「**老企 25**」とは「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号)」
- ・「条例 51」とは「横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 51 号)」
- ・「条例 76」とは「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号)」
- ・「条例 78」とは「横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号)」のことです。

1.	用語	の定義	1
2.	申請	書類作成にあたっての留意事項	4
	(1)	同一住所で2サービス以上の事業を行う場合	4
	(2)	申請書	5
	(3)	法人の登記事項証明書 (登記簿謄本)	5
	(4)	賃貸借契約書	6
	(5)	建物の登記事項証明書 (登記簿謄本)	7
	(6)	付表	7
	(7)	勤務形態一覧表	7
	(8)	資格証	8
	(9)	雇用について	8
	(10)	図面 1	0
	(11)	写真 1	1
	(12)	運営規程 14	4
	(13)	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式)20	0
	(14)	その他、事業所開設に際して留意すべきこと2	0
	(15)	加算届 2	1
/	介護保	最後の法令体系	3

1. 用語の定義

(1) **常勤とは**、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものである。(老企 22 第二・2・(3)・①、老企 25 第二・2・(3))

※32 時間を基本とする→32 時間が最低となるという意味です。

常勤時間は法人ごと又は事業所ごとに規定します。

就業規則がある場合-就業規則に定めた勤務時間就業規則がない場合-常勤職員との雇用契約書に記載された勤務時間(複数の勤務時間がある場合は一番長い勤務時間が常勤時間となります。)

法定労働時間の上限が1日8時間週40時間ですから、 32時間≦常勤時間≦40時間 の間で規定することになります。

常勤、非常勤の区別は、事業所等で規定した時間数を勤務するかで区別されるものであり、 正社員、パート等で区別するものではありません。

複数の常勤時間がある場合の取扱

同一職種の勤務時間数の定めが複数ある場合の「常勤の従事者が勤務すべき時間数」の考え方については、そのうちで最も多い時間数をもって「常勤の従事者が勤務すべき時間数」とする。

(例) 同一職種において、勤務時間が 40 時間と 35 時間の複数設定をしている場合には、40 時間を常勤の従事者が勤務すべき時間数とし、35 時間の勤務を行う従事者については非常勤とする。

- (2) **専従とは**、原則として、サービス提供時間を通じて当該サービスの当該職種以外の職務に従事しないことをいうものである。(老企 25 第二・2・(4)他)
- (3) 兼務とは、他の事業(他のサービス)の他の職種又は同一事業所の他の職種と兼務(例えば管理者と介護支援専門員との兼務)をすることを言います。

他の場所又は、他の法人の事業と兼務する場合は、その者が法人としては常勤であっても介護保険上は非常勤となります。

◎ 兼務の考え方について、令和5年3月1日より、一体的に実施している介護予防サービスがある場合であっても、1つの職種のみに従事している場合には、「専従」扱いとします。

従前	令和5年3月1日以降
一体的に運営している「介護予防 サービス」がある場合、全員「兼 務」の取り扱い	一体的に運営している「介護予防サービス」の有無にかかわらず、次の取り扱いとする。 【兼務】従業者が複数の職種に従事している場合 →勤務形態はB(常勤)又はD(非常勤) 【専従】従業者が1つの職種のみに従事している場合 →勤務形態はA(常勤)又はC(非常勤)

(具体例)

- ・通所介護と横浜市通所介護相当サービスを一体的に運営している事業所で介護職員として働いている場合 ⇒「専従」
- ・通所介護と横浜市通所介護相当サービスを一体的に運営している事業所で管理者と介護職員として働いている場合 ⇒「兼務」

(4) 常勤換算とは、

非常勤の人の勤務時間について、常勤の人であれば何人分にあたるかを計算することを言います。(老企 25・第二・2・(1)他)

従って、各職種で常勤時間働く常勤の人は、元々1なので計算しません。合計で常勤時間働いているが、職種を複数兼務する場合は、常勤換算する職種に配置された勤務時間のみが常勤 換算の対象となります。

- 例 管理者に 40 時間 / 4 週、サービス提供責任者に 120 時間 / 4 週配置の場合は管理者の 勤務時間は常勤換算の対象とならず、 $120 \div 160 \rightarrow 0.75$ が常勤換算となります。
- ※ 非常勤の人の勤務時間と常勤の人の当該職種での勤務時間が対象となります。

(5) 事業所の設備

事業所の設備は同一の建物(マンションなどでは区分所有されている1戸)内にあることが必要です。また、賃貸借契約、使用貸借契約の契約部分以外の共用部分の設備を事業所の設備とすることはできません。詳しくは、「居宅サービス事業等における設備等のガイドライン」をご覧ください。

- (6) **同一敷地内の**定義については「居宅サービス事業等における設備等のガイドライン」をご覧ください。
- (7) **勤務延時間数**とは、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業 に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置づ

けられている時間の合計数です。なお、従業者一人につき勤務延時間数に算入することができる時間数は当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。 (老企 25 第二・2・(2))

従業者(代表、役員も含む)の勤務時間の上限はその事業所の常勤時間が上限となります。

2. 申請書類作成にあたっての留意事項

申請書類の様式の定めのないもの(参考様式を含む)はA4サイズを基本とします。また、文字サイズは10、10.5 あるいは11ポイントを使用してください。

(1) 同一住所で2サービス以上の事業を行う場合

- ① 事業所名称と事業所番号について 「事業所の名称」と指定の際に付番される「事業所番号」はリンクしています。
 - (a) サービスごとに異なる事業所名称をつけたい場合

例:訪問介護事業…〇〇ホームヘルパーセンター 居宅介護支援事業…〇〇ケアセンター



- ・事業所番号は別になります。(同一名称で異なる事業所番号の申請はできません。)
- ・申請は、それぞれのサービスごとに行うことになります。 (申請書、登記簿謄本、図面もそれぞれ 用意してください。ただし、登記簿謄本 については、同月申請の場合は原本1部、 コピー1部で結構です。)
- (b) 複数サービス実施するが事業所名称を統一したい場合
 - ・事業所番号も統一されます。
- \Rightarrow
- ・申請は、1つにまとめてください。 (申請書、登記簿謄本、図面は、事業所共通書類として1部あれば、結構で す。)
- (c) 事業所番号は、介護報酬の請求を行う場合にも必要となります。請求事務のことも考えた上で、事業所番号を別にするか同じにするかを事業所で検討してください。
- (d) 名称に特に決まりはありません。事業所で任意に設定してください。 ただし、既に他の事業所等で使用されている名称は、利用者等に混乱が生じやすいの で、避けてください(特に同一区内にある場合)。 また、サービス内容を適切に表さないものは避けてください。
- (e) 既に名称が使用されているか否かは、介護情報サービスかながわの「事業所情報」 等で調べてください。 (https://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)

② 事務室の配置について

事務室は共通で使用できますが、サービスごとに専用の事務スペースが必要です。 図面に机のレイアウトを記載し、どの机がどのサービス用 なのかが分かるように記載して ください。

(2)申請書

① **申請者**とは法人のことです。申請者欄に事業所名や事業所住所を記載される例が見受けられますが、申請者欄には法人の名称、住所を記載して下さい。

又、申請者の氏名という場合には一般的に、

法人名

代表者職名 代表者名

と記載します。

例: 横浜 株式会社

代表取締役 港 太郎

② 法人の電話番号、FAX番号

原則、法人所在地の電話番号、FAX番号を記載していただきますが、法人所在地が代表者 自宅等で日中連絡ができない場合などは、事業所の電話番号、FAX番号を記載していただい ても構いません。

また、法人が介護事業部門を法人本部と別の場所に設けている場合についても同様に介護事業部門の電話番号、FAX番号を記載していただいても構いません。

この場合は、「法人電話番号、FAX番号を事業所電話番号、FAX番号にする申立書」などのような申立書を作成し添付してください。書式は任意の形式です。

③ 事業所名称

3ページの 2. (1) ① (d) 、 (e) を参照してください。

(3) 法人の登記事項証明書(登記簿謄本)

3箇月以内に取得した登記簿謄本(全部履歴・原本)を添付してください。事業目的欄に、 今回申請する介護保険のサービスが記載されていることを確認してください。

事業目的欄への今回申請サービスの記載及び法人登記の変更等は、医療法人を除き原則として申請書類の初回審査日には完了しており、今回申請サービスが記載されている法人登記簿謄本(原本)が必要です。

初回審査日に、法人登記変更中の場合は法務局へ変更届を持ち込んだ時に、受付印が押印されたもののコピー若しくはできあがり日の連絡のコピーをご提出ください。

(4) 賃貸借契約書

- ① 賃貸借契約書は**全てのページをコピーしてください。**賃貸借契約書については次の項目を確認します。重要事項説明書は原則不要ですが、賃貸借契約書だけでは確認できない場合はコピーを添付してください。
 - (a) 賃貸人、賃借人(今回申請法人であること。)
 - (b) 賃貸借期間
 - ※5年以下など指定有効期間より短い場合は、更新についての記載を確認します。
 - ※提出された契約書の契約期間が既に切れており、更新条項の記載が「自動的に更新する」ではなく「更新することができる」とされている場合、開設予定日以降有効な「契約更新がなされたことを確認できる書類」も必要です。
 - (c) 使用目的(事務所、介護保険の事業所又は居宅介護支援事業所等のサービス名が記載 されている。)
 - (d) 物件所在地(今回申請の事業所住所と一致していること。)
 - (e) 契約日(将来の日付は不可です。)
 - ※ 目的が「居住用」などとなっている場合は、契約書を修正していただくか、貸主から事業 の用途で今回申請するサービスで使用することについて同意を得ていることの確認がで きる書面(「同意書」等)を添付してください。

目的が不適切な例

「居住用」、「店舗」、通所介護事業における「事務所」

- ※ 物件所在地が地番表示の場合で住居表示と異なる場合は、
 - ・「住居表示設定通知」のコピーを賃貸人から入手し添付してください。 (「住居表示設定通知」は建物が完成した時に、区長に届出、通知されるものです。)
 - ・「住居表示設定通知」が添付できない場合は、「同一場所申立書」で賃貸人から賃貸 契約書記載の物件所在地と今回申請事業所の住所が同一場所であることを証明して いただいた書面を添付してください。「同一場所申立書」の形式は任意です。
- ② 法人代表者等の所有建物で事業を行うような場合は、所有者個人と法人との間で、賃貸借契約書又は使用貸借契約書(賃借料が発生しない場合)を作成して添付してください。

③ 転貸を受ける場合は、所有者が転貸を了承していることが必要で、契約書を3者契約(賃貸人、 賃借人、転貸を受ける法人)にするか、所有者の「転貸承諾書」を作成し添付してください。 「転貸承諾書」の形式は任意の形式ですが、物件の住所や誰が誰に転貸することを承諾したの か明確にしてください。

(5) 建物の登記事項証明書(登記簿謄本)

申請する法人が自己所有している場合は、3箇月以内に取得した建物の登記簿謄本(原本)を 添付してください。

建物謄本の所在地が地番表示の場合で住居表示と異なる場合は、「住居表示設定通知」のコピーを添付してください。「住居表示設定通知」のコピーが添付できない場合は、当該住所の申請法人宛に届いた公共料金等の請求書(電気、ガス、水道、税、NHK)のコピーを添付し、申請する住所と建物謄本の地番が同一地であることを明らかにしてください。

(6)付表

管理者の兼務について

(a) 管理者は**常勤専従が原則**です。

(条例 51 第6条第1項・第3項、条例 76 第7条等)

※下記(b)のように条例や通知等で明確に可としている場合を除き、他事業所の職務との兼務はできません。

(b) 同一敷地内で他のサービスの管理者等を兼務することは管理者の業務に支障がない限りにおいて可能です。

(条例51第6条第3項第一号・第二号、条例76第7条等)

- (c) 管理者が、他のサービスの訪問系の職務を兼務することは管理者の職務の性質上望ましくありません。また、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合については管理者の業務に支障があると判断します。(老企 25 第三・一・(3)等)
- (d) 管理者の他サービスの職種の兼務は概ね2分の1未満としてください。

(7) 勤務形態一覧表

- ① 管理者が他の職務を兼務する場合でも、勤務する日は**管理者として毎日配置**してください。
- ② 勤務形態欄は、兼務している場合は「B」又は「D」となります。 兼務は、同一サービス内での兼務(管理者と介護支援専門員など)、同一事業所内の他サービスとの兼務(居宅介護支援の管理者と訪問介護の管理者など)があります。

- ③ 勤務時間が7時間15分などの場合は、勤務形態一覧表は、7.25と記載してください。小数点以下の表示に関しては、EXCELの表示形式を必要に応じて変更してください。
- ④ 事業所において変形労働時間制を採用している場合は、欄外に次の事項を記載してください。
 - ・変形労働時間制の種類 : 1箇月単位、1年単位
 - 起算日
 - 変形期間
 - ・ 週平均の所定労働時間
- ⑤ 勤務時間は休憩時間を除いた実時間で記載してください。

(8) 資格証

資格が必要な職種の方を雇用する場合は必ず**資格証の原本にて**有効期間を確認し、資格証の**コピーを事業所で保管**してください。資格証をコピーする際は、縮小コピーしたり、両面コピーしたりはしないでください。また、研修機関等の**印影が読めるようにコピー**してください。

指定申請の際は事業所保管用とは別に**資格証のコピー**(元の資格証が A4 より大きくなる場合は A4 サイズに縮小)を用意し、添付してください。

※ 婚姻等で姓が変更された場合において、各資格証の変更の届出は当該資格の根拠となる法律の定めに従って速やかに手続きをとり、変更後の資格証のコピーを添付してください。

変更が間に合わない場合は、変更前の資格証のコピーを添付していただき、受付担当者の指示に従ってください。

(9) 雇用について

労働基準法では次ページの通り、雇用期間~勤務時間の労働条件の明示を書面で行うことを求めており、罰則も定めています。(短時間労働者についても適用されます。)事業所で職員を雇用する際はこれらの関連法令を順守し適法に雇用していただく必要があります。

指定申請時は雇用契約書等の提出は求めませんが、指導や監査で事業所に伺った際、雇用が確認できる資料の提出を求めることがあり、雇用の確認ができない場合は基準違反と判断されることもあります。次ページ以降を参考に必ず労働関係法令に則った各種書類の整備を行ってください。

労働基準法

(労働条件の明示)

- 第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件 を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生 労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。
- 第百二十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、…までの規定に違反した者

労働基準法施行規則

- 第五条 使用者が法第十五条第一項 前段の規定により労働者に対して明示しなければならない 労働条件は、次に掲げるものとする。(中略) 第四号の二から第十一号までに掲げる事項については、使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。
 - 一 労働契約の期間に関する事項
 - 一の二 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
 - 一の三 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
 - 二 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
 - 三 以下、略
- ② 法第十五条第一項 後段の厚生労働省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)とする。
- ③ 法第十五条第一項 後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。

参考①:雇用が確認できる資料の例

契約の種類	整備する書類	備考
雇用	雇用契約書 労働条件通知書 辞令	雇用契約が他の事業所等で締結されたもので、②の内容が確認できない場合は、雇用契約書等+辞令等で内容が確認できるよう書類を整備してください。
派遣	基本契約書 個別契約書 派遣従業者の通知書	「労働者派遣事業の適正な運営の 確保及び派遣労働者の保護等に関す る法律」の派遣不可職種にご注意くだ さい。
出向	出向契約書 出向元の出向辞令 出向先での労働条件が分かる辞令 等	職業安定法及び派遣事業法違反と なる出向にはご注意ください。

確認項目	確認内容	備考
雇用期間	無期雇用→雇用開始日	
	有期雇用→雇用期間	
	(派遣の場合は派遣期間)	
	出向の場合は出向期間	
就業場所	事業所名称又は事業所住所が記載	
	されていること	
職務内容	管理者、介護支援専門員等、申請	
	に係るサービスで従事する全ての	
	職種が記載されていること。	
勤務日	勤務表に配置されている勤務日に	
	勤務することが確認できること。	
勤務時間	勤務表に配置されている勤務時間	
	勤務することが確認できること。	
使用者	使用者(法人)名	
	使用者責任者職名 ※	
	使用者責任者氏名 **	
従業者	従業員若しくは従業員となる方の	従業員若しくは従業員となる人が
	記名等	当該労働条件で働く意思を確認する
		為に必要としています。
		労働条件通知書等では余白に従業
		員若しくは従業員となる方の記名等を
		貰ってください。

※ 使用者責任者とは、代表取締役、社長、理事長、人事部長、支店長、事業所長等で当該従 業員の採用権限のある方をいいます。代表取締役(社長)、理事長等の法人代表者以外の場 合は、その方に採用権限があることが「分課分掌規程」、「職務権限委任規程」等に定めら れていることが前提となります。

(10) 図面

- ① 図面は、原則建築図面上に必要事項を記載したものを添付してください。 建築図面が入手出来ない場合は、出来るだけ実際の間取りを忠実に記載した図面を添付してください。
- ② 今回申請の事業所が建物の一部分であったり、接道している所が分からないような場合は、フロアーの全体が分かるようフロアー図面や敷地の図面を添付して下さい。
 - また、エレベーターを利用する場合は、エレベーターの位置及び事業所の位置が分かる図面を 添付してください。

③ 図面には、次の表に記載の設備、備品を記載してください。

下記の設備・備品の他、サービスごとに必要とされている設備もありますので、サービスごとの留意事項もご確認ください。

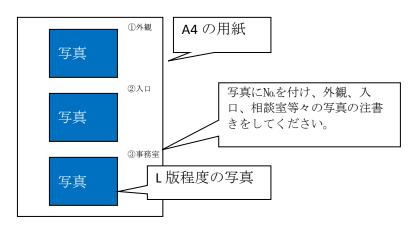
ノート型パソコン、電話等位置を固定せず利用する物品については図示せず、一覧表にて 示す形でも構いません。

記載すべき設備・備品	記載上の注意事項
事務室	机・イス、鍵付き書庫、電話、FAX、コピー機、
	パソコン等
相談室	机・イス
トイレ	
洗面台	

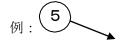
- ④ 複数のサービスで兼用する場合は、図面にどの部屋・机・鍵付き書庫がどのサービスのものであるかをマーカー等で色分けなど分かりやすく記載してください。
- ※ 申請受付日には図面(必要となる設備の面積がわかる物)を必ずご用意ください。特段のご事情がある場合は事前にご相談ください。

(11) 写真

写真はサービス提供に必要な設備等が設置等されているか確認する為に提出していただくものです。次の表に記載のある写真及び各サービスの「必要書類一覧及び留意事項」に記載されている設備等の写真を撮影し、カラー・L版程度の大きさでA4用紙に印刷し、写真No.と、どの場所かの注書き(外観、建物入り口、玄関、事務室、相談室…)をしてください。



添付していただいた写真で確認が十分にできないと判断される場合は追加の写真をお願いすることがあります。また、図面をもう1枚ご用意いただき、その図面に上記のNo.とどちらの方向から写したかの矢印を記入してください。



(左図のように写真を撮影したポイントと方向を図示してください)

撮影箇所

撮影上の注意事項

撮影に際してはできるだけ引いて、部屋全体の状況が分かるようにしてください。 片一方からでは分かりにくい場合は反対方向から撮るなどしてください。

外観

現地を訪問する際に分かるよう建物全体を写してください。

【良い例】左右上下が全て写っている。



【悪い例】建物の一部しか写っていない



入り口 (玄関)

ビルなどの場合は、ビルの入り口と、エレベーターホール、事業所の入り口も写してください。 【入り口の例】



事務室

事務室には、机、イス、鍵付き書庫、パソコン、 電話、FAX、コピー機などの備品が設置されて いることが分かるように写してください。

相談室

相談室では、プライバシーが確保されていることが分かるように、ドアの外からドアを半開きにした状態と内部の机、イスなどを写してください。個室で無い場合は、パーティションやスクリーンで囲われていることが分かるように写してください。

なお、相談室に窓等があり、外から見えてしま うような場合は、カーテン、ロールスクリーンな どでプライバシー確保をしていただき、外から見 えないようにしてあることが分かる写真を添付し てください。

相談室が2階等にあっても、隣家から見えてしまう可能性がある場合は、同様の配慮をして、写真を添付してください。

※パーティション等でプライバシー確保が出来て いることが分かるように写してください



※内部も写してください



会議室(基準上必要な場合)	部屋の外からと中を写してください。		
トイレ	内部が見えるよう撮影してください。		
洗面台			

階段	階段がある場合は、メジャーをあてて階段幅が
	わかるように写してください。
	手摺りがあることもわかるように写してくださ
	V.
	踊り場がある場合は、車イス等の取り回しが可
	能かを確認しますので、踊り場全体がわかるよう
	に写してください。

※ 指定申請にあたっては、写真・図面を含めた申請書類一式が審査できる状態でなければなりません。設置すべき設備・備品が書類上確認できない場合は原則として指定することが出来ません。

(12) 運営規程

- ※ 本市で例を作成しておりますので、適宜サービスごとに御参照ください。
- ① 居宅サービスと介護予防サービス(または総合事業)を提供している事業所の運営規程は 別々に作成しても、一体的に作成しても、どちらでも構いません。 一体的に作成する場合は、下記のように並記してください。
 - "要介護状態及び要支援状態"、"要介護者及び要支者"
 - "指定○○介護及び指定介護予防○○介護"、"指定○○介護又は指定介護予防○○介護" "○○介護計画及び介護予防○○介護計画"
 - ※予防サービスではなく総合事業の場合は"横浜市○○介護相当サービス"、 "横浜市○○介護相当サービス計画" といった表記になります。

又、運営規程に最初に記載するところで用語の定義を行い、以降その定義を使用することも 可能です。

例えば、「…要介護状態及び要支援状態(<mark>以下、「要介護状態等」という</mark>)…」などと定義 し、以降の記載では"要介護状態等"を使用するなどです。

② 事業所の連携先について(条例 51 第3条第4項、条例 76 第3条第2項) 条例 76 及び 78 において、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者は、厚令 37、 及び厚労令 35 で定めるほかに、地域包括支援センター、老人介護支援センター及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等と連携に努めなければならないこととしました。

又、条例 51 において、居宅介護支援事業者は、厚令 38 で定めるほかに、指定居宅サービス等事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならないこととしました。

運営方針の記載において、次ページ記載例を参考にこれらの連携先についても記載してください。

記載例(介護サービスの場合)

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

記載例(居宅介護支援)

事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護 支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業 者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域 における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

- ③ 職員の職種、員数及び職務内容
 - (a) 職種毎に、常勤・非常勤の別ごとに員数を記載してください。

例 1 管理者 1名 (常勤)

<…職務内容…>

介護支援専門員 5名 (常勤3名、非常勤2名)

<…職務内容…>

例 2 管理者 1名 (常勤)

<…職務内容…>

生活相談員 2名 (常勤1名、非常勤1名)

<…職務内容…>

看護職員 3名 (非常勤3名)

<…職務内容…>

機能訓練指導員 3名 (非常勤3名)

<…職務内容…>

介護職員 6名 (常勤1名、非常勤5名)

<…職務内容…>

あたまかず

- ※ 員数は 頭数 を記載します。(1日ごとの配置員数ではなく、1箇月での員数です。)
- (b) 職務内容については具体的に記載してください。
- ④ 営業日、営業時間
 - (a) 祝日の営業について、営業するかしないかを明確に記載してください。

例: 営業する場合 → 営業日:月曜日から金曜日までとし、**祝日も営業する。** 営業しない場合→ 営業日:月曜日から金曜日までとし、**祝日は営業しない。** (b) 夏休み、冬休みを設定する場合には、運営規程に記載してください。

例: 営業日:月曜日から金曜日までとし、祝日も営業する。 ただし、12月29日から1月3日までを除く。

※休日は利用者の利用上の便宜から極力固定してください。

⑤ 利用料について

利用者負担額は、利用者の所得の状況により1割、2割又は3割に分かれます。運営規程 において法定代理受領サービスの記載をする場合は"1割、2割又は3割"の記載をしてく ださい。

(6) その他の費用について

その他の費用

根拠及び注意事項

- ①「その他の費用」については運営規程に定め、利用者から同意を得れば別途利用者に 請求することができます。
- ②「その他の費用」は実際に掛かった費用 (実費) のみ請求できます。

る利用者を訪問する交通費

- 通常の事業の実施地域外に居住す │○公共交通機関(電車、バス等)を利用する場合 の実費。
 - ○車を利用する場合

車を利用する場合は、「実費」が幾らなのか分 かりません。そこで、運営規程に金額を明示し ておく必要があります。金額の設定は事業所で 合理的な方法で(利用者又はご家族に算定根拠 を説明できるよう) 定めてください。

- ※「片道分を1km あたり○○円」といった従量 制が望ましい設定方法です。
- ※積算根拠としては、車両の償却費、ガソリン 代等の積み上げが考えられます。

通所介護、通所リハビリテーションの利用 者の送迎についてはガソリン代程度が根拠と なります。ガソリン代以上の費用を徴収する と有償運送となります。

(積算根拠については必要がある場合のみ提 出していただきます。)

○請求することが出来るのは、通常の事業の実施 地域を超えた所から利用者の居宅の間です。通 常の事業の実施地域内の交通費は介護報酬に含 まれています。

- ○交通費を請求するかしないかは、事業所で定めてください
- ○交通費を徴収しない場合は、"通常の事業の実施地域を越えて行う指定○○○(指定介護予防○○○)に要した交通費は徴収しない。" と記載してください。

(○○○○はサービス名)

その他の費用を徴収する場合は、徴収する費用について記載し、その後ろに<mark>利用者からあらかじめ同意を得る記載をしてください。</mark>

- 例 第〇条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。 なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。 通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり 20 円
 - 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で 説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - ※ 通常の事業の実施地域を越えた所から利用者宅まで3 Km ある場合 「片道分を1 Km あたり20円」と記載→60円徴収できる。
 - (7) 通常の事業の実施地域 通常の実施地域内では、
 - (a) 訪問にかかる交通費は別途請求できません。(介護報酬に含まれているため)
 - (b) 人手が足りない等の合理的な理由がない限り、実施地域内に住んでいる利用者への サービス提供は拒否できません。

以上を踏まえて、通常の実施地域は、事業所で決めてください。

※ 通常の実施地域外に居住する利用者に対して、サービスを提供してはいけないという ことではありません。サービスを提供するかしないかについては、事業所で判断できます。

実施地域は区ごとの設定が原則ですが、区より狭い地域を実施地域と設定する場合、 例えば、

中区港町、羽衣町、末広町

のように地域を限定することができます。また、

港町、羽衣町、末広町を除く中区

のように記載しても構いません。

- ⑧ 料金表
- ※ 併せて本市作成の「居宅サービス料金表」の最新版を御確認ください。
 - (a) 料金表を作成する必要のあるサービスでは運営規程の一部として料金表を作成してく ださい。**重要事項に料金が記載されていても別途必要**となります。
 - (b) 利用者負担額は1割、2割、3割をそれぞれ記載してください。
 - (c) 利用者負担額の計算方法 利用者負担額は次の例によって計算してください。

地域単価×単位数=○○円(1円未満切り捨て) ○○円-(○○円×負担割合*(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

又、この計算方法を料金表に記載してください。

- ※ 利用者負担が1割の場合。2割負担の場合は0.8、3割負担の場合は0.7となります。
- (d) 実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が発生することを記載して ください。
- (e) 加算については算定するもののみを記載してください。
- (f) その他の費用を徴収する場合、料金表にも明記してください。
- ⑨ その他運営に関する重要事項
 - (a) 研修について 採用時研修、継続研修の頻度、従業者(従業者であったもの)の守秘義務について記載してください。
 - (b) 従業者の守秘義務について、在職中と退職後について記載してください。
 - (c) サービス提供に関する記録を整備し、保管する旨記載してください。
 - (d) 運営規程に規定のないものの取り扱いについて記載してください。

(e) 記録の保存期限を記載する場合は、

居宅サービス及び介護予防サービスにあっては、「サービス提供記録」「従業者の勤務体制に関する記録」「介護報酬を請求するために国民健康保険団体連合会に提出したものの写し」

居宅介護支援にあっては、「居宅サービス計画」、「アセスメントの結果の記録」、「サービス担当者会議等の記録」、「モニタリングの結果の記録」、「居宅サービス等事業者との連絡調整に関する記録」については、その完結の日から5年、としてください。 (条例 51 第 32条第2項、条例76 第 42条ほか)

その他の記録につきましては、その完結の日から2年です。

上記の記録が介護報酬の請求に関わるものであり、人員基準減算等で介護報酬の返還請求を行う場合の消滅時効が5年であるためです。

るなら「3か月以内」と記載

記載例

第〇条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。 新規採用者の研修プログラムが3か月で終了す

- 一 採用時研修 採用後○か月以内 ←
- 二 継続研修 年口回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、訪問介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

(13) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (参考様式)

- ① 「1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置」
 - (a) 担当者については、事業所の職員でなくとも構いませんが、その場合は、「2 円滑かつ迅速…」において、担当者と事業所の職員による事実確認、対応策の検討を行うように記載してください。
 - (b) 事業所の職員でない場合には、所属部署名、役職名が分かるように記載してください。
- ② 「2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順」では次の4つのポイントが盛り込まれている内容にしてください。
 - (a) 事実を確認する。
 - (b) 対応策の検討をする。
 - (c) 苦情発生から解決までの全プロセスに対して迅速に対応する。
 - (d) 記録して再発防止に役立てる。
- ③ 「3 (又は4) その他参考事項」では、事業所として、苦情を少なくするための具体的な 方策について記載してください。

(14) その他、事業所開設に際して留意すべきこと

① 資産の状況について

介護保険サービスを提供したのち、介護報酬が入金されるのは請求後2箇月程度かかります。例えば4月にサービスを提供した場合、5月に請求を行い、6月中に入金され、その資金を事業所で利用できるようになるのは7月以降となります。また、当初の契約者数が少なく、収入が想定より少なくなることも考慮する必要があります。

開業したものの、資金難ですぐに廃止や休止といった事態に陥らないよう、運転資金を用意しておく必要があります。目安としては、事務所の賃料や人件費、光熱費などから推量される事業所の3箇月分程度の運営に必要な金額です。新規事業所開設に際して融資を受ける場合、無理のない返済計画についても同時に考慮する必要があります。

また、開設から1年以上経過している法人の場合、直近の決算書等から法人の資産状況を確認してください。赤字が続いている場合や財務体質が悪い場合等、新規事業所開設計画を 見直した方が良いこともあります。

② 損害保険の加入

利用者にケガをさせたり、利用者の物を壊したりしてしまった場合など賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険に加入してください。 (従業者のケガ等を補償する保険や火災保険ではありません) 加入の際は、今回申請するサービスに係る事故を補償していることを必ず確認してください。

(15) 加算届

加算項目を算定する場合は、算定要件を満たした上で加算の届出(添付)が必要となります。 加算項目を何も算定しない場合であっても、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」が必要 となります。(介護・介護予防・総合事業のうち申請するサービス分のみ添付してください。)

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については加算項目が何もありませんので、「介護給付費 算定に係る体制等状況一覧表」も不要です。

※ 居宅介護支援は介護分のみ。

加算届の必要書類及び様式については、居宅・施設サービス関連の「3. 加算届」にあります。

算定する加算に係る必要書類

詳細については、書式ライブラリーの「加算届」→「各サービス」→「必要書類一覧表」に て確認してください。



介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、指定申請手続きとは別に「3.加算届」内から選択し、別途電子申請システムで処遇改善加算計画書の届出を行う必要があります。詳細は下記URLを参照してください。

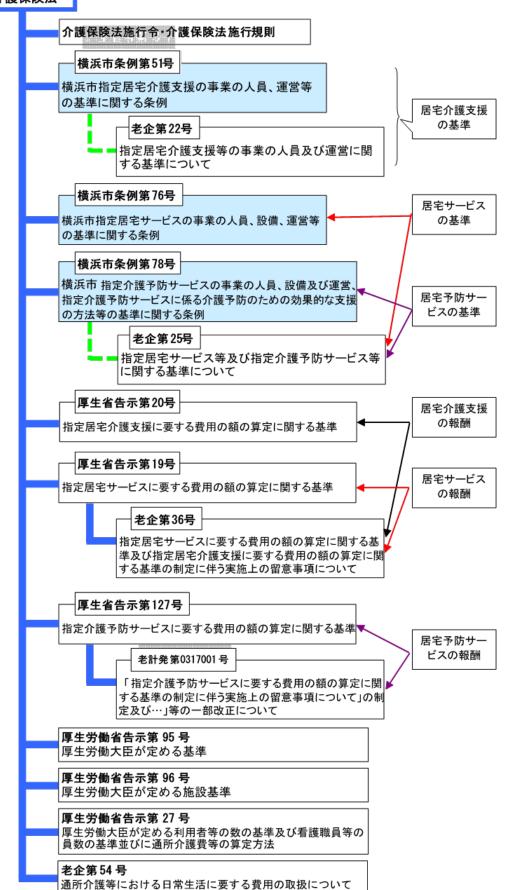
横浜市 HP

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kasan/shogu/



介護保険の法令体系

介護保険法



居宅サービス等の申請書類作成の留意事項(共通事項編)【令和5年3月版】

各サービスの人員・設備・運営に関する			各サービスの提供に要する費用の額	
	基準		の算定に関する基準	
	基準省令	解釈通知	基準	留意事項通知
居宅介護支援	横浜市条例第51号	老企第 22 号	厚告第 20 号	老企第 36 号
居宅サービス	横浜市条例第76号	老企第 22 号	厚告第 19 号	- 石皿州 50 万
介護予防サービス	横浜市条例第 78 号		厚告第 127 号	老計発 0317001

※総合事業の基準については旧条例・基準の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の規定に準じます

≪参考≫ 基準・通知は、以下のサイトからも検索できます。

●厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/ (所管の法令・告示・通達)

●独立行政法人 福祉医療機構ホームページ (ワムネット)

http://www.wam.go.jp/ (「行政資料」の中の「介護保険」)

●横浜市条例

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html